

## 審議案件に関する概要

令和2年(2020年)11月11日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和2年(2020年)3月30日
担当部署	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
(株)福原 代表取締役 福原 郁治 DCMホームマック(株) 代表取締役 石黒 靖規	北海道帯広市西二十二条北一丁目13番地 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称)鳥取複合商業施設 北海道釧路市鳥取大通2丁目2-10の内ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	(株)福原 代表取締役 福原 郁治 北海道帯広市西二十二条北一丁目13番地 DCMホームマック(株)代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	
(3)変更年月日	令和2年(2020年)12月1日	
(4)店舗面積の合計	(変更前) 4,857㎡ (変更後) 12,583㎡	
(5)施設の配置	駐車場の位置及び収容台数	(変更前) 位置:届出書添付資料図4のとおり 台数:200台 (変更後) 位置:届出書添付資料図5のとおり 台数:635台
	駐輪場の位置及び収容台数	(変更前) 位置:届出書添付資料図4のとおり 台数:30台 (変更後) 位置:届出書添付資料図5のとおり 台数:60台
	荷さばき施設の位置及び面積	(変更前) 位置:届出書添付資料図4のとおり 面積:108㎡ (変更後) 位置:届出書添付資料図5のとおり 面積:219㎡
	廃棄物保管施設の位置及び容量	(変更前) 位置:届出書添付資料図4のとおり 面積:24㎡ (変更後) 位置:届出書添付資料図5のとおり 面積:73㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	(変更前) 届出書別紙3(変更前)のとおり (変更後) 届出書別紙3(変更後)のとおり
	駐車場の利用時間帯	(変更無し) 午前6時30分から翌午前0時30分
	駐車場の出入口数	(変更前) 数:出入口5箇所 位置:届出書添付資料図-4のとおり (変更後) 数:出入口3箇所、入口4箇所、出口4箇所 位置:届出書添付資料図-5のとおり
	荷さばき時間帯	(変更無し) 午前6時00分から午後10時00分

## 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数729台>635台 ※届出書25ページの算出方法により、最繁忙期の必要駐車台数607台に対して635台の来客駐車場を整備するため不足しないと考えられる。				
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に、従業員等駐車場及び冬季堆雪場所180台、従業員専用駐車場23台を確保。				
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	60台(自動二輪駐車場台含む)				
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式				
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。				
	歩行者の安全対策	店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 鳥取北3線1に面する出入口周辺には児童・学童注意の交通安全を喚起する表示を設置する。				
	交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。				
	除排雪による堆積方法	原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 従業員駐車場・冬季堆雪場所や駐車場外周部に一時堆雪しますが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	45 dB	○	
		2	55 dB	41 dB	○	
		3	60 dB	43 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	31 dB	○	
		2	45 dB	32 dB	○	
		3	50 dB	34 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1 (A1')	空調機①	40 dB (40 dB)	55 dB (37 dB)	△
		a2	空調機④	50 dB	29 dB	○
		a3	冷凍機	40 dB	49 dB	○
		a4	排気①	40 dB	50 dB	※ A1に合成
		a5	排気②	40 dB	40 dB	
A2		排気④⑤⑬⑯	40 dB	28 dB	○	
A3		排気⑥⑦	50 dB	29 dB	○	
A4		排気⑧⑨	50 dB	36 dB	○	
a6 (a6')		排気⑩	40 dB (50 dB)	46 dB (10 dB)	△	
A5	排気⑳㉑	40 dB	21 dB	○		
a7	排気㉒	40 dB	19 dB	○		

	A6	排気 <sup>②④⑤⑥</sup>	50 dB	18 dB	○
	c1 (c1')	自動車走行音	50 dB (50 dB)	70 dB (46 dB)	△
	c2		40 dB	36 dB	○
	c3 (c3')		50 dB (40 dB)	70 dB (39 dB)	△
	d1 (d1')	ドア開閉音	50 dB (50 dB)	57 dB (45 dB)	△
	d2		40 dB	38 dB	○
	d3 (d3')		50 dB (40 dB)	65 dB (40 dB)	△
	騒音問題の一般的対策		店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。		
	荷さばき作業等の対策		搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。		
	付帯設備・施設等の対策		室外機は最新の低騒音型を設置する。 午後10時以降は駐車場の一部を閉鎖して駐車場騒音の低減を図る。		
	青少年等の蝟集等の対策		営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。		
	その他の対応方策		冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。		
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 $5.6\text{m}^3 \leq$ 設置容量 $7.3\text{m}^3$		
	保管場所の位置、構造等		SM棟及びDIY棟では廃棄物等保管施設は屋内に設け、またサービス棟は堅牢な金属製物置を使用して、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。		
	運搬・処理対策		廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。		
	減量化、リサイクル等		廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。		
	調理臭、悪臭の飛散防止		生ごみ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。		
	その他の対応方策		店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。		
(4) 街並みづくり等への配慮		当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。 屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。			
(5) 防災対策への配慮		地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。			

(6)防犯対策への配慮	店内外に防犯カメラを設置し、夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7)地域貢献活動の取り組みに配慮した事項	農水産物等の地産地消や北海道内企業との取引促進に取り組むとともに、地域のお客様の生活の向上を目指す。
(8)関係行政機関との協議状況	
公安委員会	
北海道釧路方面 釧路警察署 交通第一課規制係	令和2年2月26日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。
北海道警察本部 交通部交通規制課	令和2年3月6日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、出入口①、出入口②及び入口③は右折入庫禁止とすること及び出入口③部には入庫自動車が荷捌施設に近づかないよう左折案内を表示することの2点について指導があった。 〈対応方針〉 ・出入口①、出入口②、及び入口③は右折入庫禁止を案内する。 ・出入口③から入庫する自動車が荷捌施設に近づかないよう案内する。
地元市町村	
釧路市 産業振興部商業労政課	令和2年2月27日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、関係各課に説明するよう、指導があった。 〈対応方針〉 ・関係各課に説明する。(以下のとおり。)
市民環境部環境保全課	令和2年2月27日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。
市民環境部市民生活課	令和2年2月27日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。
市民環境部環境事業課	令和2年2月27日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。
教育委員会学校教育部学校教育課	令和2年2月27日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、計画地は鳥取小学校の校区であるが、店舗周囲の道路は通学路として設定されていないとのことであった。 〈対応方針〉 ・鳥取2号公園側の入口④及び出口④には児童・学童注意喚起の案内を設置して交通安全に配慮する。

	総合政策部都市計画課	令和2年3月9日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。
	総合政策部都市経営課	令和2年3月9日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。
	総務部防災危機管理課	令和2年3月9日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。
	道路管理者	
	北海道開発局 釧路開発建設部釧路道路 事務所総務課	令和2年2月26日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、入口②はバスベイ端からなるべく10m離すこと及び施工前の早い時期に申請することの2点について、指導を受けた。 〈対応方針〉 ・工事前に詳細協議して、指導に沿って進める。
	釧路市 都市整備部道路河川課	令和2年2月27日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、出入口の移設により使用しなくなる部分は原状回復すること及び出入口③は横断歩道停止線から5m以上はなすことこの2点について、指導を受けた。 〈対応方針〉 ・工事前に詳細協議して、指導に沿って進め、出入口③は横断歩道から5m以上離す。

#### 4. 住民等の意見

(1)市町村の意見	意見無（令和2年（2020年）7月3日付け釧商第204号）
(2)住民等の意見	無し

#### 5. 道（釧路総合振興局連絡調整会議）の意見

特になし
------